お知らせ

補助・助成

住宅用太陽光発電システム補助金

市では、地球温暖化防止対策の一環として、太陽光発電の一般住宅への普及促進のため、その費用の一部を補助します。詳しくは問い合わせ先までご連絡ください。

【申請期間】
4月20日(水)から
※土・日・祝日・昼休み(12時～13時)を除く。
※先着順で受付し、予算枠に達した時点で終了。予算の範囲を超えた日に受付した分は、抽選により申込者を決定します。

【申込方法】
令和4年4月1日以降に設置業者と契約後、香美市住宅用太陽光発電システム設置費補助金申請書類一式に記入の上、環境課まで提出してください。

【対象者】
次の全てを満たす方
①自らが居住している市内の住宅(併用住宅も含む)または市内に居住を予定し、新築住宅などに令和5年2月末までに太陽光発電システムを設置される方
②太陽光発電設備の最大出力が10キロワット未満であること
③令和4年4月1日以降に契約していること
④電力事業者と電灯契約を締結していること
⑤市税を滞納していない方

【補助金額】
1件につき1キロワット当たり3万円で最大4キロワット(12万円を上限)

【補助対象件数】
予算の範囲内で40件程度
※すでに発電システムを設置した方、工事中の方は補助の対象になりません。

【問い合わせ・申請先】
環境課
☎53・1063

香美市からの営業時間短縮要請協力金

高知県から市内の飲食店等に対して、令和4年2月12日～3月6日まで営業時間の短縮要請が行われました。

この要請に応じて、営業時間の短縮等にご協力いただいた市内の飲食店等の事業者に対して、市独自の協力金を支給します。

【対象事業者】
①～③の全てを満たすもの
①市内の飲食店等にかかる高知県営業時間短縮要請協力金を受給している
②令和4年2月10日以前から法令等で定める営業に必要な許可等を取得している
③今後も市内で事業を継続する意思がある

【給付金額】
1店舗あたり23万円
(1万円/日×23日間)

【申請期間】
4月11日(月)から6月30日(木)まで

【問い合わせ先】
商工観光課
☎53・1084

介護用品の購入助成

介護用品の購入助成制度があります。支給対象の認定を受けるためには申請が必要です。

申請により支給対象者と認定されてからの助成開始となりますので、お早めに申請、またはお問い合わせください。

【対象者】
市の介護保険要介護4および5の認定者を在宅で常時介護されている市内在住の家族の方で、要介護者・家族ともに市民税非課税世帯の方に限ります。

【助成額】
介護用品の購入に対して、月額5000円を上限に支給します。

【対象物】
紙おむつ・使い捨て手袋・介護用おしり拭き・尿取りパッド等

【問い合わせ・申請先】
地域包括支援センター
☎53・3127
香北支所包括支援センター
☎52・9285
物部支所包括支援センター
☎58・3111

害虫駆除補助金

駆除業者に依頼して行う害虫の駆除費用を補助します。

【補助対象】
◆駆除害虫(ハチ、ケムシなど)
◆香美市入札参加資格審査を受けている業者に依頼すること
◆市内にある一般住宅、集合住宅および集会所等の建物の所有者等(法人を除く)で、市税の滞納がない方

【補助率】補助対象経費の1/2(上限1万円)

【申請方法】交付申請書に次のものを添付し、窓口で申請してください。
◆駆除に要した費用の領収書の写し
◆駆除前と駆除後の状況写真
◆認め印
※駆除から90日以内

【その他】同一年度の補助金は、申請者1人につき1回限り。先着順。

【問い合わせ・申請先】
環境課 ☎53・1063
香北支所地域振興班
☎59・2315
物部支所地域振興班
☎58・3111

メス猫不妊手術推進補助金

市内の飼い主のいないメス猫への不妊手術に要する費用を補助します。詳しくは問い合わせ先までご連絡ください。

【補助対象者】
◆本市の住民基本台帳に登録されていること
◆市税を滞納していないこと
◆当該年度に高知県メス猫不妊手術推進事業の対象者であること

【補助金額】
1匹につき5000円

【申請方法】
交付申請書に次のものを添付し、窓口で申請してください。
◆不妊手術等の費用に係る領収書
◆高知県が通知した飼い主のいないメス猫不妊手術等決定通知書
◆認め印

【問い合わせ・申請先】
環境課
☎53・1063
香北支所地域振興班
☎59・2315
物部支所地域振興班
☎58・3111

生ごみ処理容器購入補助金

家庭で生ごみ処理容器を設置した場合、生ごみの減量対策として、購入費用に対して予算の範囲内で補助金を交付しています。

【補助対象】市内在住の方

【申請方法】交付申請書に次のものを添付し、窓口で申請してください。
領収書の写し・保証書(電気式処理容器の場合)・認め印

【補助内容(1世帯につき)】

補助対象機種	補助率	補助額上限	補助基数(累計)※
EMサポート	2/3	3,000円	2基
コンポスター	2/3	3,000円	1基
電気式処理容器	1/2	30,000円	1基

※前回の補助から5年経過すれば累計に加算されません。

【問い合わせ・申請先】
環境課 ☎53・1063
香北支所 ☎59・2315
物部支所 ☎58・3111

国保被保険者の方へ 人間ドックの検査費用を助成します

(今年度から後期高齢者の人間ドック検査費用の助成はありません)

特定健診と人間ドックを同時受診できる医療機関※で受診する場合

特定健診の受診券の有効期限内に、医療機関に受診券を提出して人間ドックを受診すると、その場で助成額分を差し引いてもらえます。5月までに受診する方は、受診券を送付しますので、受診日が決まり次第お早めにご連絡ください。

※JA高知健診センター・高知検診クリニック・高知県総合保健協会など

上の医療機関以外で受診する場合

人間ドック受診日の2週間前までに、『特定健診の受診券』『助成金の振込口座(受診者名義)が分かるもの』を持参し、市民保険課で手続きをしてください。5月までに受診する方は、受診券がなくても申し込みができます。

※助成の対象にならない医療機関があります。詳細はお問い合わせください。

【助成額】 6,000円ほど

【助成の要件】
特定健診と人間ドックを同時受診できない医療機関で受診する場合、次の全てに該当する必要があります。
①人間ドック受診日に、市の国保の被保険者であること(昭和58年3月31日以前に生まれた方)
②国保税の滞納がない方
③今年度、当該受診券により特定健診を受診していない方
④特定健診の実施医療機関で受診する方

※受診した人間ドック検査結果の提出と、特定保健指導の対象となった場合に指導を受けることへの同意が必要です。

対象となる方には受診券を送付します

市の国保に加入している昭和58年3月31日以前に生まれた方へ、**特定健診の受診券を6月初旬に送付予定**です。有効期限は翌年3月31日までです(今年度75歳になる方は誕生日の前日まで)。

■問い合わせ・申込先
市民保険課保険班
☎53−3115